



※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	課税番号	申告区分
---------------	------	-----	----	------	------

平成 年 月 日 殿

発行年月日 通信日付印 確認印

申告年月日 年 月 日

所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記)

事業種目

前期末現在の資本金の額 又は 出資金の額 (兆 十億 百万 千 円)

期末現在の資本金等の額 又は 連結個別資本金等の額

法人名 (ふりがな)

代表者自署押印 経理責任者自署押印

第九号様式 (提出用)

平成 年 月 日解散の 道府県民税の 申告書

道 府 県 民 税 の 申 告 書

地 方 法 人 特 別 税

事 業 税				道 府 県 民 税											
清算所得金額の総額	⑲	兆	十億	百万	千	円	法人税法の規定によって計算した法人税額	①	兆	十億	百万	千	円		
課税標準となる清算所得金額	⑳					000	法人税法第100条の規定による所得税額の控除額	②							
事業税額 (⑳ × $\frac{\quad}{100}$)	㉑					00	課税標準となる法人税額 (①+②)	③					000		
既に納付の確定した所得割額	清算年度各分	平成	・	・		00	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	④					000		
	一又は引渡しの配分	平成	・	・		00		法人税割額 (③又は④ × $\frac{\quad}{100}$)	⑤					000	
		平成	・	・		00		利子割額の控除額 (控除した金額②)	⑥						
		平成	・	・		00		差引法人税割額 (⑤-⑥)	⑦					00	
計	⑳				00	既に納付の確定した法人税割額	計	⑧				00			
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した事業税額	㉑				00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した法人税割額		⑨					00		
この申告により納付すべき事業税額 (㉑-㉒-㉓)	㉒				00	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額(㉔)		⑩					00		
この申告により納付すべき事業税額 (㉑-㉒-㉓)	㉓				00	この申告により納付すべき法人税割額 (⑦-⑧-⑨+⑩)		⑪					00		
地 方 法 人 特 別 税				均 等 割 額				東 京 都 の 申 告 計 算							
課税標準となる事業税額	㉔	兆	十億	百万	千	円	均等割額	⑫	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑬	兆	十億	百万	千	円
地方法人特別税額 (㉔ × $\frac{\quad}{100}$)	㉕					00	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑭	円 × $\frac{\quad}{12}$	⑮				00	
既に納付の確定した地方法人特別税額	清算年度各分	平成	・	・		00	この申告により納付すべき均等割額 (⑬-⑭)	⑯					00		
	一又は引渡しの配分	平成	・	・		00		この申告により納付すべき道府県民税額 (⑪+⑮)	⑰					00	
		平成	・	・		00		特別区分の課税標準額	⑱						
		平成	・	・		00		同上に対する税額 (⑱ × 100)	⑲						
計	㉖				00	この申告により納付すべき均等割額 (⑮-⑯)	⑳					00			
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した地方法人特別税額	㉗				00	この申告により納付すべき均等割額 (⑮-⑯)	㉑						00		
この申告により納付すべき地方法人特別税額 (㉗-㉘-㉙)	㉘				00	この申告により納付すべき均等割額 (⑮-⑯)	㉒						00		
解散登記の日	平成 年 月 日			均等割額の均等割への充当 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない											
残余財産確定の日	平成 年 月 日			利子割額の均等割への充当 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない											
この申告に係る残余財産分配又は引渡しの予定日	平成 年 月 日			利子割額の均等割への充当 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない											
利子割額に関する計算	利子割額 (控除されるべき額)	兆			十億	百万	千	円	還付額	㉓	兆	十億	百万	千	円
	控除した金額 (⑤と⑱のうち少ない額)								利子割額	㉔					
	控除することができなかつた金額 (㉑-㉒)								還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店					
	既に還付を請求した利子割額								口座番号(普通・当座)						
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 (㉑-㉒) (㉕)								関与税理士署名押印	(電話)						
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	兆			十億	百万	千	円								